

ご意見を
お寄せください！
(意見公募)

「第2次亀山市環境基本計画(案)」に関する パブリックコメント(意見公募)

市では、環境をめぐる国内・国際情勢の変化に対応するとともに、市の環境に関する状況の変化を踏まえ、環境の保全および創造に関する施策をより一層推進するため、「第2次亀山市環境基本計画」の策定を進めています。

より良い計画づくりのため、皆様のご意見をお寄せください。

意見を提出できる人 市内に在住、在勤、在学する人、市内で事業を行う人または計画に関し利害関係を有するもの

縦覧・意見の提出期間

令和3年4月26日(月)～5月25日(火)(必着)

縦覧場所 環境課環境創造グループ(総合環境センター4階)、市情報公開コーナー(本庁2階)、関支所窓口、あいあい窓口(縦覧は各施設の開庁時間内にできます)

※市ホームページからも縦覧できます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/shisei/2020041600012>

提出に必要な事項(様式は自由)

- ①件名「第2次亀山市環境基本計画(案)」に関する意見
- ②住所、氏名(ふりがな)
- ③勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)
- ④利害の内容(計画に関し利害関係を有するもののみ)
- ⑤意見

提出方法 提出に必要な事項を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、環境課環境創造グループ(〒519-0166 布気町442、FAX 82-4435) ☎kankyo@city.kameyama.mie.jpへ提出してください。

意見の取り扱いなど

▷いただいた意見は取りまとめの上、回答とともに公表します(個別に直接回答は行いません)。なお、公表することで個人の権利や利益を害するおそれのあるものは、その全部または一部を公表しないことがあります。

▷意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報、公表しません。

▷公表は、令和3年6月中旬を予定しています。

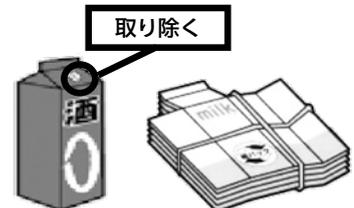
問合せ 環境課環境創造グループ (☎96-8095)

ごみの適正な分別にご協力ください **問合せ** 環境課廃棄物対策グループ (☎82-8081)



500mL以上の飲料用紙パック(中が白色のもの)の 紙以外の部分は取り除いてください

- ・500mL以上の飲料用紙パック(中が白色のものに限る)は、可燃系資源ごみとして出してください。
- ・水洗いをし、切り開いて乾かした後、ひもでしばって出してください。
- ・プラスチック製の注ぎ口など、紙以外の部分は取り除いてください。
- ・500mL未満のものや中が白色以外の飲料用紙パックは、『一般ごみ』として出してください。



石綿(アスベスト)を含む珪藻土製品の廃棄方法に ご注意ください

厚生労働省などから、石綿(アスベスト)を含むバスマットやコースターなどの珪藻土製品の流通とメーカーなどによる回収について発表がありました。

対象製品をお持ちの人は、集積所へ出したり、総合環境センターへ持ち込んだりせず、販売店やメーカーに回収を依頼してください。

固形のバスマットやコースターについては、割ったり削ったりすると石綿(アスベスト)が飛散するおそれがありますので、破損しないように注意してください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

